

平成30年8月31日
(照会先)
リスク統括部
リスク統括部長 遠藤 弘之
(電話直通 03-6892-7744)
経営企画部広報室
広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成30年7月分)について

平成30年7月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成30年7月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故等については8のとおりです。

1 平成30年7月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成30年度に発生した事務処理誤りが31件、平成29年度が43件、平成28年度が7件、平成27年度が9件、平成26年度が6件、平成25年度以前が34件、合計130件（市区町村において発生した12件、委託業者等が発生させた27件を含む）となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な123件について、一覧で事象をお示ししています。

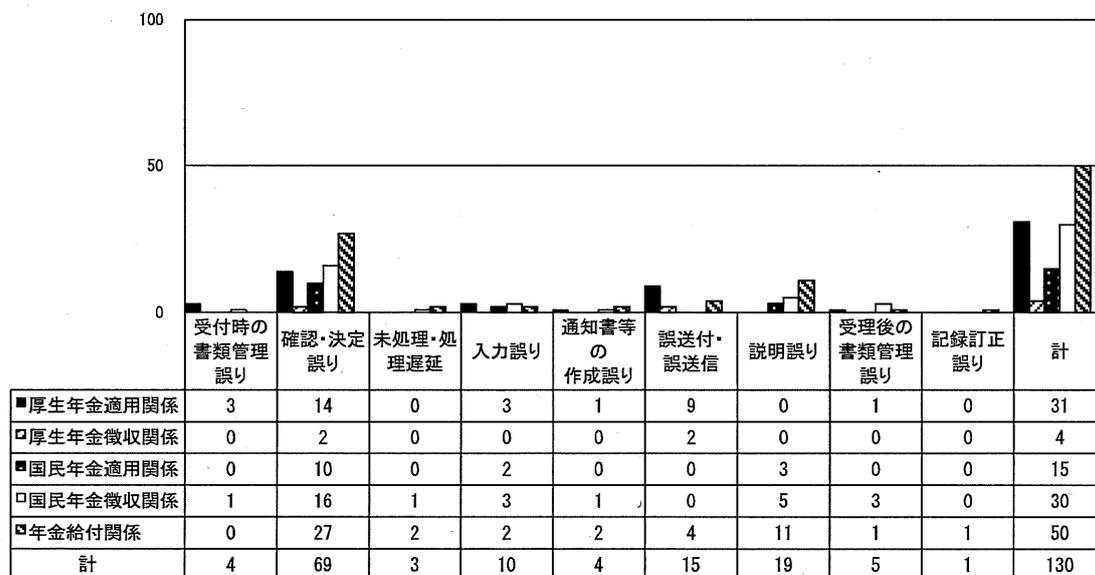
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計	
件数	26 (5)	0	2	1(1)	2	0	3	6(2)	9(2)	7(1)	43(19)	31(9)	130(39)
割合	20.0%	0.0%	1.5%	0.8%	1.5%	0.0%	2.3%	4.6%	6.9%	5.4%	33.1%	23.9%	100.0%

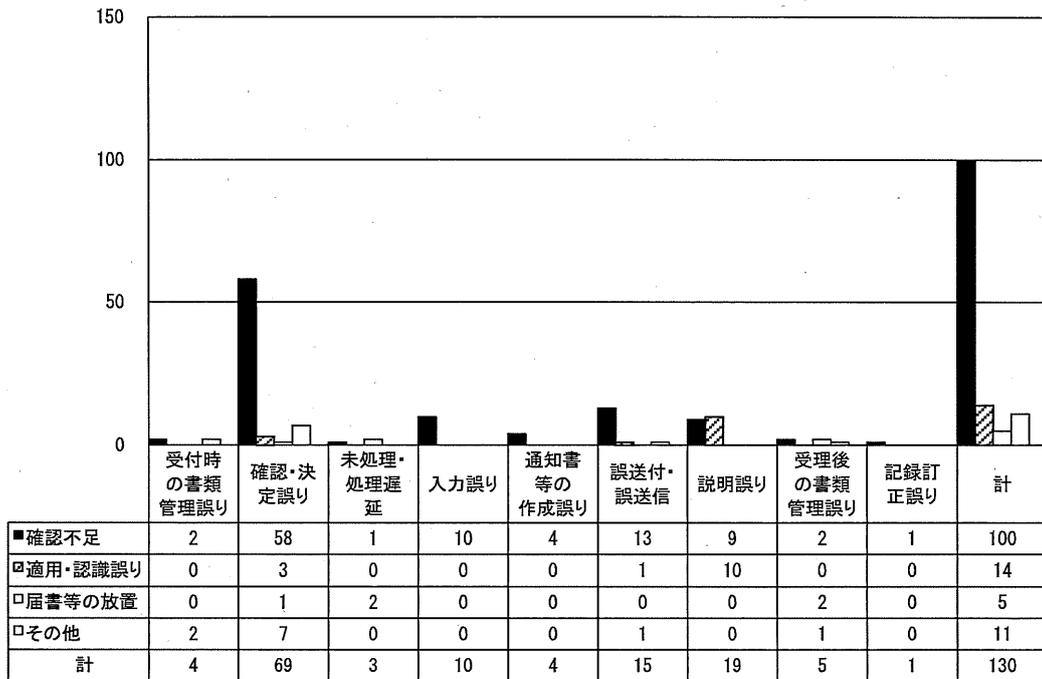
←社会保険庁時代に発生

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

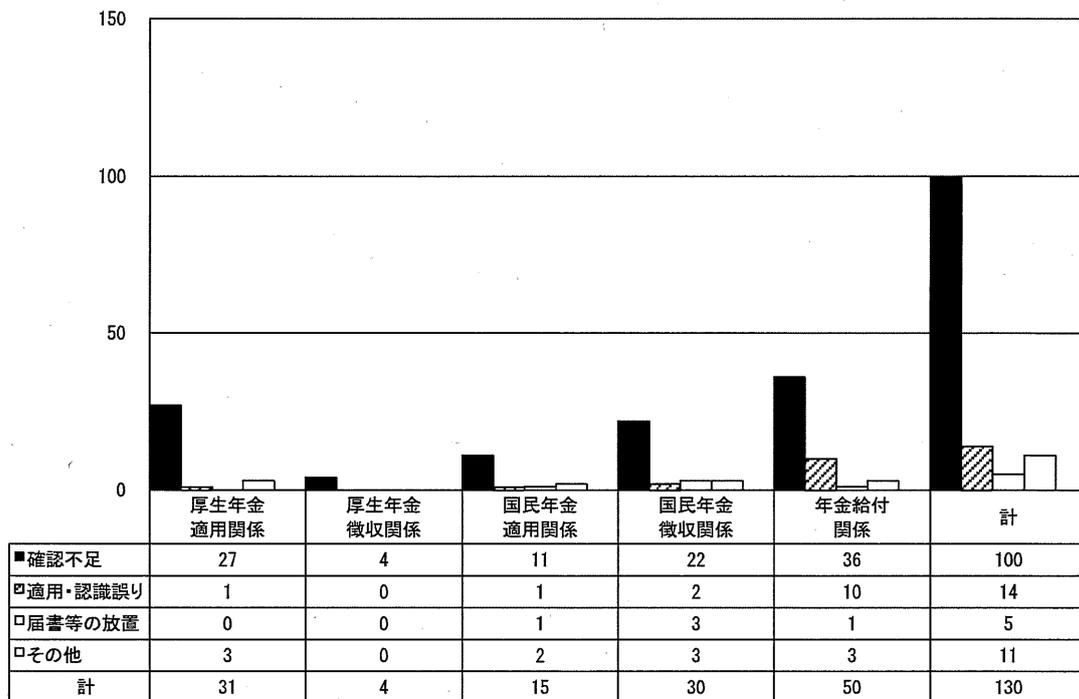
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



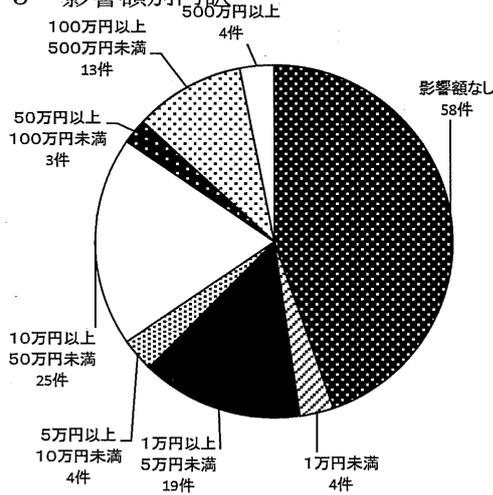
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

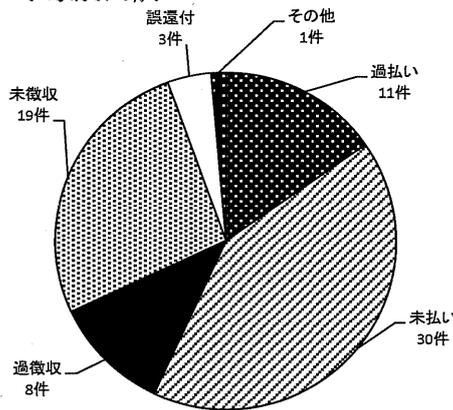


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		25	3	6	10	14	58
1万円未満		0	0	0	1	3	4
1万円以上 5万円未満		1	1	5	7	5	19
5万円以上 10万円未満		0	0	1	2	1	4
10万円以上 50万円未満		2	0	2	9	12	25
50万円以上 100万円未満		1	0	0	0	2	3
100万円以上 500万円未満		2	0	1	1	9	13
500万円以上		0	0	0	0	4	4
計		31	4	15	30	50	130

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額(円)	平均金額(円)
過払い	11件	12,950,345	1,177,304
未払い	30件	53,258,792	1,775,293
過徴収	8件	3,553,200	444,150
未徴収	19件	4,569,321	240,490
誤還付	3件	98,730	32,910
その他	1件	3,073,986	3,073,986
計	72件	77,504,374	1,076,449

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと未徴収	1件	3,073,986
---------	----	-----------

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	60件	46.2%
外部	70件	53.8%
計	130件	100.0%

8 システム事故等

発生年月日	件名	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
2016年4月1日	老齢厚生年金の繰下げ加算額の計算誤り	101名	未払い	1,222,465
2015年10月1日	老齢厚生年金の在職停止額計算誤り	1,508名	未払い	4,950,115

Ⅲ 「振替加算の総点検」に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した振替加算の総点検に関する平成30年8月31日時点の対応状況は以下のとおりです。

(1) 振替加算の加算漏れとして公表した105,963人の対応状況

- ・支払いが完了した方 104,941人 (603.5億円)
- ・支払いが完了していない方 1,022人 (※)

※支払いが完了していない方は年金の選択関係の確認が必要な方、すでにお亡くなりになられているため振込先を確認する必要がある方等です。これらの方には確認ができ次第順次お支払いを行ってまいります。

(2) 配偶者に加給年金が支給されているが、ご本人からは「生計維持関係がない」と申告があった方への対応状況

- ・「生計維持関係がない」と申告があったお客様へ再確認を行ったところ、65歳時点での生計維持関係が確認できたため、振替加算をお支払いした方

平成30年8月支払 275人 (1.8億円)

(参考：平成30年2月から平成30年8月までの累計 23,384人 (133.1億円))

(3) 過去に時効を援用し振替加算のお支払いをした方への対応状況

- ・振替加算の総点検における事例4 (※) に該当するが、届出が遅れたことを理由に時効を援用し振替加算のお支払いをしていたため、時効消滅した振替加算の未払い分を時効を援用せずに追加でお支払いした方

平成30年8月支払 0人 (0円)

(参考：平成30年1月から平成30年8月までの累計 33人 (0.4億円))

※妻の特別支給の老齢年金の請求時に夫の共済年金の支給が決定されていなければ、妻65歳時に生計維持関係などを届け出る義務があった。(夫と妻が逆の場合も同様。) なお、振替加算の総点検を契機に見直しが行われ当該届出事務は現在廃止されている。

Ⅳ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」に関する対応状況

平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において事象毎に分類した結果の33事象のうち、対象者を機構においてシステムで特定することができる24事象については、「今後事象毎に抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、早いものは平成30年4月から遅くなるものでも平成30年度中までに個別に連絡を行い、必要な対応を実施する」としてありますが、当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	平成30年8月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額※	対応件数	影響金額
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	123件	2,203万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	170件	1,137万円	170件	1,137万円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	89件	335万円	6,015件	1.9億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	30件	9,227万円	163件	6.3億円

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

○日本年金機構の平成30年7月分の事務処理誤り一覧(1～18ページ)

- | | | | |
|-------------|-------|-----|-------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | | 1P | 整理番号 1～30 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | | 5P | 整理番号 31～34 |
| 3. 国民年金適用関係 | | 6P | 整理番号 35～47 |
| 4. 国民年金徴収関係 | | 8P | 整理番号 48～75 |
| 5. 年金給付関係 | | 12P | 整理番号 76～123 |

○システム事故等一覧(19ページ)

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」に関する対応状況」に記載のある事象の概要(20ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	福岡	直方	2018年 4月6日	2018年 4月16日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の審査時に確認が不足し、誤った事業所整理記号で処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
2			東京	千代田	2018年 7月11日	2018年 7月19日		2事業所	なし	0
3			群馬	高崎広域 事務センター	2018年 5月2日	2018年 5月14日		2事業所	なし	0
4			愛知	名古屋広域 事務センター	2018年 3月28日	2018年 7月6日		1事業所	なし	0
5		入力誤り	東京	千代田	2018年 4月10日	2018年 6月22日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の処理時に基礎年金番号の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
6	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2017年 12月27日	2018年 6月6日	○年金事務所から連絡があり、算定基礎訂正届の処理後に内容確認を誤り、正しく処理した算定記録を取消したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正届の処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、一次審査者から二次審査者への引継ぎ時において、処理状況の引継ぎを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	236,684
7			愛知	名古屋広域 事務センター	2016年 8月16日	2017年 9月7日		○年金事務所から連絡があり、算定基礎届の審査時に確認が不足し、事業所が誤って記載した平均額の補正が漏れたため、標準報酬月額を誤って決定していたことが判明しました。保険料が未徴収となったほか、年金の調整が正しく行われず過払いが生じました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただき、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	その他
8	月額変更届の誤り	入力誤り	滋賀	事務センター	2018年 4月20日	2018年 5月17日	○事業所から問合せがあり、月額変更届の処理時に改定月の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
9	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	長野	小諸	2004年 12月27日	2018年 7月20日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届の審査時に確認が不足し、育児休業中に支払われた賞与についても届書の処理が必要であるにもかかわらず、誤って処理不要としていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。育児休業中の保険料免除期間であったため、保険料の未徴収は発生しませんでした。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
10	被扶養者(異動)届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2018年 4月頃	2018年 6月11日	○機構本部から連絡があり、被扶養者(異動)届の処理時に確認が不足し、誤って他の被扶養者を削除処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	8事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
11	被扶養者(異動)届の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域事務センター	2018年3月頃	2018年6月11日	○機構本部から連絡があり、被扶養者(異動)届の処理時に確認が不足し、誤って他の被扶養者を削除処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	4事業所	なし	0
12			新潟	事務センター	2018年3月頃	2018年6月11日		15事業所	なし	0
13	70歳以上被用者関係届書の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2016年8月9日	2017年6月20日	○事業所から問合せがあり、70歳以上被用者算定基礎届の審査時に確認が不足し、平均額を誤って補正したため、標準報酬月額相当額を誤って決定していたことが判明しました。年金の調整が正しく行われず過払いが生じました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	670,789
14			京都	事務センター	2015年7月22日	2017年7月5日		1名	過払い	1,501,957
15	厚生年金適用関係の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2014年8月29日	2018年6月26日	○事業所から問合せがあり、産前産後休業取得者申出書の審査時に確認が不足し、誤って産前産後休業期間終了予定年月日を本来の終了予定年月日より早い日付で処理したため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	22,940
16			埼玉	春日部	2015年12月1日	2018年4月27日		1事業所	未徴収	260,520
17	厚生年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	宮城	仙台広域事務センター	2018年5月11日	2018年5月14日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の処理時に確認が不足し、誤って作成した決定通知書の引き抜きを行うべきところ、引き抜きを漏らして送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した通知書は回収しました。 ●担当部署において、通知書の引き抜きが必要となった場合の報告及び引抜管理簿への記載を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
18	厚生年金適用関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	愛知	名古屋広域事務センター	2018年1月15日	2018年1月22日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の「70歳以上被用者標準賞与額のお知らせ」を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した「70歳以上被用者標準賞与額のお知らせ」を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
19	厚生年金適用関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	栃木	栃木	2018年 5月25日	2018年 5月30日	○社会保険労務士から問合せがあり、他の事業所の健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書を回収し、本来送付すべき社会保険労務士にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
20			愛知	名古屋広域 事務センター	2018年 1月12日	2018年 1月16日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	4事業所	なし	0
21			愛知	名古屋広域 事務センター	2017年 10月2日	2017年 10月3日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
22			愛知	名古屋広域 事務センター	2018年 2月5日	2018年 3月1日	○社会保険労務士から問合せがあり、社会保険労務士宛に通知書を送付するための別送対象事業所一覧表を登録する際に確認が不足し、受託していない事業所を別送対象事業所として登録したため、他の事業所の健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書を回収し、本来送付すべき社会保険労務士にお渡ししました。 ●担当部署において、別送対象事業所一覧表を登録する際の確認及び封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
23			秋田	秋田	2018年 7月2日	2018年 7月3日	○事業所から問合せがあり、他の年金委員の年金委員証明書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金委員証明書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
24			厚生年金適用関係届書等の誤送付	誤送付・誤送信	東京	東京広域 事務センター	2018年 6月18日	2018年 6月22日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の算定基礎届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	4事業所
25	愛知	名古屋広域 事務センター			2018年 6月8日	2018年 6月21日	○社会保険労務士から問合せがあり、他の事業所の算定基礎届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届を回収し、本来送付すべき社会保険労務士にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	10事業所	なし	0
26	和歌山	和歌山東			2018年 6月11日	2018年 6月19日	○社会保険労務士から問合せがあり、他の事業所の算定基礎届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届を回収し、本来送付すべき社会保険労務士にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	6事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
27	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2017年 5月9日	2017年 5月30日	○事業所から問合せがあり、氏名変更届の受付時に確認が不足し、処理済届書とともに保管したため、処理が遅れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、受付時の書類管理を徹底するよう指導しました。	1事業所	なし	0
28			広島	広島東	2018年 3月6日	2018年 5月24日	○お客様から問合せがあり、資格喪失届の受付時に確認が不足し、届書に添付されていた健康保険被保険者証を事務センターへ送付しなかったため、事務センターにおいて保険証の回収登録が行われず、お客様に「健康保険被保険者証返納のお願い」が送付されていたことが判明しました。 ●担当部署においてお客様にお詫び文書を送付し、保険証の回収登録処理を行いました。 ●担当部署において、資格喪失届受付時の健康保険被保険者証の管理を徹底するよう周知しました。	65名	なし	0
29			東京	東京広域事務センター	2018年 5月16日	2018年 6月1日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が届書の受付時に書類の管理を誤り、届書原本を届書控えとして社会保険労務士に返送していたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し、届書を回収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、受付時の書類管理を徹底するよう指導しました。	1事業所	なし	0
30		受理後の書類管理誤り	東京	東京広域事務センター	2018年 3月9日	2018年 3月16日	○担当部署において確認したところ、委託業者の書類管理不足により、提出された全喪届が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。全喪届を再提出していただき、処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、書類の管理を徹底するよう指導しました。	1事業所	なし	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
31	口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2018年 1月19日	2018年 2月28日	○事業所から問合せがあり、口座振替納付(変更)申出書の審査時に確認が不足し、誤った金融機関コードを記入し処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
32	二以上事業所勤務者被保険者の誤り	確認・決定誤り	東京	葛飾	2018年 3月13日	2018年 6月7日	○事業所から問合せがあり、二以上事業所勤務被保険者にかかる保険料登録処理時に処理内容の確認が不足し、保険料調整伺の入力が遅れたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。保険料調整伺の処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、保険料登録処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	27,807
33	厚生年金徴収関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	本部	厚生年金保険部	2018年 7月20日	2018年 7月23日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の保険料納入告知額・領収済通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した保険料納入告知額・領収済通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
34			神奈川	横須賀	2018年 7月5日	2018年 7月11日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の「厚生年金保険料等の還付に関するお知らせ」を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した「厚生年金保険料等の還付に関するお知らせ」を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
35	国民年金住所変更届の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2017年 2月14日	2017年 4月27日	○年金事務所から連絡があり、国民年金住所変更届を処理する際の本人確認が不足し、同姓同名同生年月日の別人の基礎年金番号で処理を行っており、その後、その別人の国民年金第3号被保険者該当届を処理した際に発生した還付金を誤って還付していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料を返納していただきました。 ●担当部署において、国民年金住所変更届を処理する際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	誤還付	48,460
36	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	京都	下京	2014年 12月2日	2018年 4月20日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、満額受給に必要な納付月数が不足していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	16,130
37			岡山	岡山広域事務センター	2013年 11月15日	2018年 4月26日	○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、満額受給に必要な納付月数が不足していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,610
38			神奈川	川崎	2013年 8月30日	2018年 6月15日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、納付書を送付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	50,170
39			北海道	札幌北	2011年 4月11日	2017年 11月21日	○事務センターから連絡があり、国民年金任意加入申出書について、合算対象期間の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、受給に必要な納付月数が不足していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、納付書を送付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	16,260
40			愛知	名古屋広域事務センター	2017年 3月10日	2018年 2月19日	○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日を登録していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
41			東京	八王子	2003年 7月10日	2018年 1月25日	○お客様から問合せがあり、市町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の手続きをしたにもかかわらず、回付していなかったため、保険料の納付を行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、納付書を送付しました。 ●市町村に対し、海外転出者の届出書の処理の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	1,488,060

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
42	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	練馬	2000年 1月頃	2018年 1月10日	○お客様から問合せがあり、海外転出の際の住所の確認が不足し、国民年金任意加入とせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、海外転出の際の住所の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
43		説明誤り	長野	小諸	1996年 2月7日	2017年 12月1日	○お客様から問合せがあり、市町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、お客様の状態を確認の上必要な案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
44			宮城	仙台広域 事務センター	2017年 1月15日	2017年 4月18日		1名	なし	0
45	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	福井	武生	2018年 1月頃	2018年 7月18日	○お客様から問合せがあり、市町村から、誤った資格取得届が報告されたことにより、厚生年金被保険者に対し国民年金資格取得処理が行われ、納付書が送付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、報告の際の内容確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
46		説明誤り	大阪	城東	2014年 8月28日	2017年 7月3日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が、特定事由該当届を提出すれば受給資格を満たす方に対し、受給資格を満たさないと説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由該当届を受付し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	181,050
47	国民年金第3号該当届の誤り	入力誤り	兵庫	事務センター	2018年 3月5日	2018年 5月7日	○年金事務所から連絡があり、国民年金第3号該当届を処理する際の確認が不足し、処理手順を誤ったため、誤った記録で年金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	11,442

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
48	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	本部	相談・サービス推進部	2018年 6月18日	2018年 7月5日	○お客様から問合せがあり、委託業者の確認不足により、国民年金保険料追納申込書の送付依頼があったにもかかわらず、送付されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、国民年金保険料追納申込書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、送付依頼があった際の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
49			鳥根	出雲	2017年 12月14日	2018年 3月14日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、満額の老齢基礎年金を受けるために必要な納付月数を越えた特例追納保険料の納付書を送付していたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料を還付しました。 ●担当部署において、年金記録及び特例追納が必要な月数の確認を徹底するよう周知しました。	3名	過徴収	62,040
50		説明誤り	東京	板橋	2018年 1月10日	2018年 3月20日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、満額の老齢基礎年金を受けるために必要な納付月数を越えた特例追納保険料の納付書を送付していたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料を還付しました。 ●担当部署において、年金記録及び特例追納が必要な月数の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	31,020
51	国民年金後納保険料納付申出書の誤り	確認・決定誤り	京都	京都西	2015年 4月21日	2015年 10月9日	○事務センターから連絡があり、後納可能期間の確認が不足し、納付書が送付されていない期間があったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、後納保険料納付申出時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	179,910
52	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	東京	府中	1994年 4月13日	2016年 2月1日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
53			大阪	今里	2005年 10月17日	2016年 7月6日	○お客様から問合せがあり、市区町村において生活保護の申請を受け付ける際の確認が不足し、国民年金保険料免除理由該当・消滅届を受付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
54		説明誤り	大阪	貝塚	2015年 6月8日	2018年 1月11日	○事務センターから連絡があり、法定免除に該当した際の確認が不足し、納付を希望していたにもかかわらず、職権により法定免除として処理されていたため、保険料が過誤納となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除該当時の納付意思の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
55			和歌山	和歌山東	2009年 3月12日	2016年 6月13日	○お客様から問合せがあり、障害年金請求時に法定免除の案内が漏れ、国民年金保険料免除理由該当・消滅届を受付しなかったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	2,770,130

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
56	国民年金保険料学生納付特例申請書の誤り	確認・決定誤り	福岡	直方	2018年 6月8日	2018年 6月11日	○お客様から問い合わせがあり、国民年金学生納付特例制度の案内を送付する際の確認が不足し、すでに提出済みの方に案内を送付していたことが判明しました。 ●対象のお客様に対し、お詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、国民年金保険料学生納付特例制度の案内を送付する際の、対象者の確認を徹底するよう周知しました。	952名	なし	0
57	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2018年 1月10日	2018年 5月7日	○お客様から問合せがあり、委託業者において国民年金保険料口座振替の処理をする際の確認が不足し、誤った金融機関を登録したため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	377,350
58			東京	東京広域 事務センター	2018年 3月13日	2018年 5月16日		1名	未徴収	196,670
59			東京	東京広域 事務センター	2018年 3月20日	2018年 5月2日		1名	未徴収	32,780
60			香川	高松広域 事務センター	2018年 3月13日	2018年 5月10日		1名	未徴収	96,930
61			東京	東京広域 事務センター	2018年 3月26日	2018年 5月23日		1名	未徴収	377,350
62		入力誤り	香川	高松広域 事務センター	2018年 1月15日	2018年 5月14日	○担当部署で確認したところ、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、口座番号の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	377,350
63			愛知	名古屋広域 事務センター	2018年 3月9日	2018年 4月26日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、金融機関コードの入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	410,330
64			愛知	名古屋広域 事務センター	2018年 3月1日	2018年 5月11日	○お客様から問い合わせがあり、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、口座番号の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	196,670

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
65	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2018年 2月1日	2018年 5月10日	○年金事務所から連絡があり、還付請求書を作成する際の年金記録の確認不足により、誤った金額の還付請求書を受付し処理されていることが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、還付処理を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	800
66			石川	金沢広域事務センター	2018年 4月16日	2018年 4月25日	○お客様から問合せがあり、還付請求書処理時の確認不足により、還付金が重複して支払われていることが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、還付請求書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	3名	誤還付	49,470
67	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2018年 3月12日	2018年 3月29日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料前納納付書について、発行時期の確認が不足し、本来納付できない期間に交付したため、納付が行われ保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、前納納付書発行時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	378,580
68			熊本	玉名	2018年 3月30日	2018年 4月23日	○機構本部から連絡があり、国民年金保険料前納納付書について、発行時期の確認が不足し、本来納付できない期間に交付したため、納付が行われ保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、前納納付書発行時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	255,410
69			長野	松本	2018年 4月4日	2018年 5月9日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料納付書を作成する際、納付書作成期間の確認が不足し、誤った期間の納付書を作成したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、納付書作成期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,780
70		説明誤り	徳島	阿波半田	2018年 5月10日	2018年 5月31日	○お客様から問合せがあり、納付書作成時の確認が不足し、口座振替納付のお客様に納付書での納付を案内したため、重複納付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	過徴収	16,740
71	国民年金徴収関係届書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	青森	青森	2018年 5月22日	2018年 5月23日	○お客様から問合せがあり、特別催告状を作成する際、誤った年金事務所の電話番号を記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者が電話番号が間違えられたお客様にお詫びしました。誤って送付したお客様には、お詫び文書と訂正した特別催告状を送付しました。 ●担当部署において、発送物を作成する際の電話番号の確認を徹底するよう周知しました。	211名	なし	0
72	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	大阪	今里	2010年 12月3日	2017年 4月12日	○お客様から問い合わせがあり、市区町村において受付時の確認不足から、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の処理が漏れていたことが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●市区町村に対し、届書受付後の書類の管理を徹底するよう依頼しました。	2名	なし	0
73		未処理・処理遅延	愛媛	宇和島	2016年 9月16日	2018年 3月29日	○担当部署で確認したところ、書類の進捗管理が不足し、還付請求書の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	5名	未払い	30,100

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
74	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	岡山	倉敷西	2018年 3月29日	2018年 6月25日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、市町村において国民年金保険料免除・納付猶予申請書等の所在が不明となることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度申請書を提出していただき、処理を行いました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	2名	なし	0
75			福岡	西福岡	2018年 5月頃	2018年 6月11日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、国民年金保険料免除・納付猶予申請書等の所在が不明となることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度申請書を提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
76	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	埼玉	大宮	1984年 12月4日	2016年 7月5日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足から、通算老齢年金の受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	292,231
77			岡山	津山	1980年 10月1日	2014年 7月29日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の退職改定処理において、受給権発生後の被保険者期間の登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	17,441
78			埼玉	浦和	1986年 4月頃	2015年 9月7日	○機構本部から連絡があり、昭和61年4月1日時点で65歳以上であるため同日で厚生年金の被保険者資格を喪失したにもかかわらず、年金記録の確認不足から、老齢年金の退職改定処理が正しく行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	16,537,546
79			山口	下関	2006年 8月17日	2017年 5月17日	○事務センターから連絡があり、船員保険記録の一部に不備があったことなどにより、老齢年金の改定処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	260,406
80			説明誤り	宮崎	延岡	2010年 1月頃	2017年 7月3日	○事務センターから連絡があり、過去の年金相談の際に合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給資格があるにもかかわらず年金請求の案内を漏らし請求書を受付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
81	東京	板橋		2010年 2月10日	2014年 6月23日	○お客様から問合せがあり、厚生年金の記録判明時に老齢厚生年金の請求についてお客様に案内しなかったため、老齢厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録判明時における事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	100,652	
82	福井	福井		2017年 12月7日	2018年 4月11日	○お客様から問合せがあり、雇用保険の受給状況の確認不足から、雇用保険との調整により老齢年金が支給停止されるにもかかわらず、年金の支払いが行われると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。	1名	なし	0	
83	東京	杉並		2017年 4月11日	2017年 12月21日	●担当部署において、老齢年金の受給権者が雇用保険を受給している場合の年金支給の扱いについて再確認しました。	1名	なし	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
84	老齢年金の受給要件等の誤り	説明誤り	福島	白河	2018年 7月17日	2018年 7月18日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に、委託社会保険労務士が既に老齢厚生年金を受給している方に対し、老齢厚生年金の請求手続きを案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
85	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	山形	山形	2001年 3月29日	2017年 8月21日	○事務センターから連絡があり、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に第四種被保険者期間の有無等の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	8,682
86	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	茨城	水戸南	2004年 1月5日	2017年 4月20日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	642,699
87			神奈川	平塚	1997年 5月13日	2018年 5月2日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,989,988
88			神奈川	事務センター	2016年 8月25日	2018年 4月27日	○お客様から問合せがあり、退職共済年金の計算の対象とすべき共済組合期間を老齢厚生年金の計算の対象に含め老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	218,947
89	老齢年金の繰下げの誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2017年 12月28日	2018年 2月15日	○お客様から問合せがあり、繰下げ請求の老齢基礎年金を希望しているにもかかわらず、確認不足からお客様の希望しない65歳支給の老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	213,790
90		説明誤り	福島	平	2018年 4月18日	2018年 6月18日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に繰下げ請求の老齢年金の支払時期を誤って説明したこと及び共済記録の確認不足から事務処理手順を誤ったため、通常よりも年金決定事務が遅れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に年金の繰下げ請求の意向を再度確認したところ、取下げの意向があったため、年金請求書をお返ししました。 ●担当部署において、年金相談時に支払時期を説明する際はスケジュールの確認などを徹底することを周知するとともに年金の繰下げ請求の事務処理手順を再確認しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
91	高齢年金の繰下げの誤り	説明誤り	東京	板橋	2015年 2月13日	2015年 7月2日	○市町村から連絡があり、高齢年金を繰下げ請求した場合の年金見込額の試算を誤り説明を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。繰下げ支給の老齢年金を既に決定していたため、お客様に再度意向を確認したところ、65歳支給の年金の受給を希望されたため、繰下げ請求の年金を取消し、65歳支給の年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、繰下げ請求時の年金見込額を説明する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,290,218
92			茨城	下館	2018年 4月18日	2018年 5月24日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に、委託社会保険労務士が老齢年金の繰下げ請求時に必要な添付書類を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
93	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福井	事務センター	2008年 2月14日	2017年 10月12日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	456,043
94			宮城	仙台広域 事務センター	2017年 12月28日	2018年 1月29日	○年金事務所から連絡があり、本来共済組合が支給する年金に加算すべき寡婦加算を遺族厚生年金に誤って加算していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や共済年金の支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	121,775
95			石川	金沢広域 事務センター	2016年 1月14日	2018年 1月11日	○共済組合から連絡があり、共済組合期間を有している方が退職一時金を受給している場合は、共済組合で遺族厚生年金の決定を行うにもかかわらず、年金記録の確認不足から機構において遺族厚生年金の決定を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、遺族厚生年金の請求があった場合の年金決定の取扱いを再確認しました。	1名	過払い	1,247,872
96		説明誤り	京都	京都西	2015年 1月23日	2017年 9月20日	○お客様から問合せがあり、年金相談センターにおける年金相談の際に、遺族厚生年金が請求可能にもかかわらず、時効により請求できないと誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金請求時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,648,599

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
97	遺族年金の受給要件等の誤り	説明誤り	岩手	一関	2005年 2月5日	2017年 6月16日	○お客様から問合せがあり、過去の市区町村における年金相談の際に、共済組合への遺族共済年金の請求手続きに加え、遺族基礎年金の請求を案内すべきところ、遺族基礎年金請求の案内が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書を受付し遺族基礎年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市区町村に対し、年金相談時の年金請求の手続きの説明を徹底するよう依頼するとともに担当部署においても事務処理誤りの内容について周知しました。	1名	未払い	13,252,692
98	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	埼玉	所沢	2001年 10月21日	2017年 11月2日	○他の年金事務所から連絡があり、納付要件の確認不足から、障害基礎年金の受給権がないにもかかわらず、障害基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金の決定を取消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、納付要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,896,500
99	加給年金の誤り	確認・決定誤り	新潟	新潟東	1984年 12月26日	2017年 7月21日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったため、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,149,332
100			神奈川	横須賀	1998年 6月11日	2017年 2月9日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	21,992
101			岩手	一関	2000年 6月1日	2017年 10月6日		1名	未払い	35,900
102			愛媛	宇和島	1996年 7月18日	2017年 8月28日		1名	未払い	108,042
103			茨城	下館	2011年 10月6日	2017年 8月14日	○年金相談時の記録確認により、老齢年金請求時に生計維持申立書を受付しなかったため、加給年金額の加算を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	922,500
104	在職支給停止の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横須賀	1979年 8月20日	2017年 5月29日	○機構本部から連絡があり、支給停止の基準となる額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	31,840
105			京都	京都西	1989年 5月20日	2017年 7月21日	○機構本部から連絡があり、厚生年金保険の資格取得に伴い行われる年金の在職による支給停止について、その処理を誤ったため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	190,144

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
106	在職支給停止の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2018年 1月4日	2018年 5月31日	○年金事務所から連絡があり、議員報酬の登録を誤ったことから、年金の在職支給停止が正しく行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、議員報酬登録時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	112,976
107	年金選択の誤り	確認・決定誤り	大阪	堺西	2006年 4月10日	2017年 6月22日	○年金相談時の記録確認により、年金の選択処理に伴い振替加算の支給停止解除を行うべきところ、確認不足から振替加算の支給停止解除を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の取扱いや振替加算の支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,165,790
108			本部	中央年金センター	2014年 12月27日	2018年 5月1日	○共済組合から連絡があり、子が亡くなったことによる遺族共済年金と夫が亡くなったことによる遺族厚生年金の受給権がある方から提出いただいた年金選択申出書について、共済組合への回付が漏れていたため、共済組合が支給する年金が正しい支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合へ年金選択申出書を回付しました。 ●担当部署において、複数の遺族年金の受給権がある場合の年金選択申出書の取扱いについて再確認しました。	1名	なし	0
109	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	佐賀	佐賀	2017年 11月14日	2018年 1月22日	○お客様から問合せがあり、お亡くなりになった方の年金の支払保留処理を行う際、誤って他のお客様の年金の支払保留の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には、対象者の確認や入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	104,757
110	死亡届の誤り	確認・決定誤り	熊本	熊本西	2018年 1月18日	2018年 3月26日	○機構本部から連絡があり、委託社会保険労務士が他のお客様の基礎年金番号が記載されていることに気づかないまま死亡届を受付し処理を行ったため、他のお客様の年金の支払いが保留されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	75,332
111	年金見込額の誤り	説明誤り	東京	練馬	2013年 5月9日	2018年 6月11日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に遺族年金額を誤って試算し、年金見込額回答票を交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金見込額試算時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
112	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	大阪	堺西	2002年 11月29日	2018年 3月8日	○事務センターから連絡があり、誤って他のお客様の年金記録を統合処理していたため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,437,346

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
113	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2018年 2月8日	2018年 6月20日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金請求書の処理時に金融機関コードの確認を誤り登録を行ったため、年金が支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	3,204
114		入力誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2018年 3月13日	2018年 5月31日	○機構本部から連絡があり、委託業者が年金請求書の処理時に口座番号の入力を誤ったため、年金が支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	5,593
115			香川	高松広域 事務センター	2018年 4月13日	2018年 6月12日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の処理時に誤った口座番号を入力したため、年金が振込不能となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	48,432
116	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	本部	障害年金 センター	2017年 7月10日	2017年 12月4日	○担当部署において確認したところ、障害基礎年金の不支給決定通知書を作成する際、障害認定日の記載を誤り通知書を作成し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
117			東京	板橋	2018年 2月9日	2018年 6月12日	○お客様から問合せがあり、過去の年金相談時にお渡しした届書の受付控えに記載した基礎年金番号が誤っていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付したお客様へ正しい記載の受付控えを交付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
118	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	千葉	船橋	2018年 4月27日	2018年 4月27日	○担当部署において確認したところ、年金相談センターにおいて、年金相談時の確認不足により、他のお客様の被保険者記録照会回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した被保険者記録照会回答票を回収しました。 ●担当部署において、交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
119			長野	伊那	2018年 6月11日	2018年 6月12日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が、年金相談時の確認不足から他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	2名	なし	0
120			宮城	仙台南	2018年 6月21日	2018年 6月22日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、他のお客様の年金振込通知書を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金振込通知書を回収しました。 ●担当部署において、交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
121	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	静岡	三島	2005年 7月頃	2015年 12月1日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定後に記録が判明したことに伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、再裁定報告書等の機構本部への進達を漏らしたため、年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,208,714
122			岐阜	高山	2015年 8月頃	2018年 3月29日	○市町村から連絡があり、市町村が未支給年金請求書等を未処理のまま保管していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市町村に対し、書類の管理を徹底するよう依頼しました。	2名	未払い	428,870
123		受理後の書類管理誤り	東京	東京広域 事務センター	2017年 12月頃	2018年 3月29日	○市町村から連絡があり、市町村が送付した障害基礎年金請求書が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害年金請求書を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、市町村に対しても書類の適切な管理を依頼しました。	2名	未払い	1,217,654

システム事故等一覧

	件名	発生日月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	老齢厚生年金の繰下げ加算額の計算誤り	2016年 4月1日	2018年 6月19日	<p>○中高齢者の特例による満了者の繰下加算額の計算時には、厚生年金加入期間を満了者として240月とすべきところ、誤って未満了者と同様に実際の月数としたため、繰下加算額が正しく算出されず、年金額が誤っていることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様に対し、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書を送付し、未払いとなった年金についてお支払いをしました。</p> <p>●繰下加算額計算の仕様について、システム改修を実施しました。</p> <p>●今後はシステム開発における仕様の決定に際し、業務処理を含めた確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。</p>	101名	未払い	1,222,465
2	老齢厚生年金の在職停止額計算誤り	2015年 10月1日	2018年 6月25日	<p>○老齢厚生年金と退職共済年金の受給者の在職停止額の計算時に、経過措置を適用すべき対象者について、誤って経過措置の適用の対象者としなかったため、在職停止額が正しく算出されず、年金額が誤っていることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様に対し、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書を送付し、未払いとなった年金についてお支払いをしました。</p> <p>●在職停止額計算の仕様について、システム改修を実施しました。</p> <p>●今後はシステム開発における仕様の決定に際し、業務処理を含めた仕様の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。</p>	1,508名	未払い	4,950,115

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<p>○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。</p> <p>○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。</p> <p>○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。</p>
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<p>○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。</p> <p>○この場合、システム的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。</p> <p>○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。</p>
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<p>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</p> <p>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</p>
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>